

令和元年 8 月 8 日

北海道支部長
吉本 浩昌 様

(一社) 日本電設工業協会
会長 後藤 清
(公印省略)

令和 2 年春の叙勲（二類）候補者の推薦について（依頼）

標題のことについて、国土交通省から叙勲候補者の推薦依頼がありましたので、「**叙勲候補者推薦要領**」を参照の上、叙勲（二類）候補者を選任し、下記の手続きで、推薦の報告をお願いします。

記

- 1 審査票（民間） 提出期日 令和元年 8 月 20 日（火）午前中本部へ**
推薦は審査票の提出となりますので添付審査票データに入力の上 8 月 20 日午前中まで返信願います。
尚、審査票の入力にあたり、履歴書、功績調書、戸籍抄本ごとに、相違がないよう充分ご注意ください。
期日までに提出がないときは「推薦なし」として取り扱わせていただきます。
- 2 推薦に必要な詳細書類 提出期限 令和元年 8 月 27 日（火）本部へ**
功績調書、履歴書、会社概要調書、戸籍抄本、技能免許・資格証、組織図、事績概要調書など。（原本 2 部、コピー 1 部）
- 3 推薦要領詳細、様式関係一式及び記入要領は、必要あれば本部よりデータ送付します。**

以 上

（ 問合せ 事務局長 西
TEL 03-5413-2161
FAX 03-5413-2166 ）

①叙勲候補者推薦要領

1. 選考基準

社会資本整備関係施策に係る建設事業関係功労者又は国土関係施策に係る国土行政功労者で、国の発展に貢献し又は公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著な者で次の各号のいずれかに該当するもの。

(1) 次の各号のいずれかに該当する年齢70歳以上(昭和25年4月29日以前に出生)の者(以下「一類」という。)

- ① 多年建設業、不動産業若しくは住宅産業その他の建設事業又は不動産鑑定業若しくは国土調査事業に携わるとともに関係団体の役員として20年以上在職し、業界の発展に努め、その功績顕著な者
- ② 多年建設業、不動産業又は住宅産業その他の建設事業に携わるとともに業務改善、技術開発等を行って、特に顕著な成果を挙げ建設事業の発展に貢献した大手企業経営者
- ③ 収用委員会委員として15年以上事業の発展に努め功績顕著な者
- ④ 建設行政関係又は国土行政関係または、国土交通行政関係の元国家公務員等として、多年にわたり職務に精励し功績顕著な者

本部推薦

◆注 「関係団体の役員として20年以上」とは、原則として都道府県単位以上の団体(以下「県団体」という。)で、定款に定められた理事以上(監事・相談役を除く。以下同じ。)の役員歴が20年以上あることをいう。

県団体の役員歴のみの場合には、定款に定められた理事以上(理事を設置しない団体は理事級とみなせる役職)の役員歴が20年以上あり、かつ副会長(副理事長)以上の経歴があること。ただし、都道府県建設業協会及び都道府県建築士会については、県団体傘下支部の役員歴を10年まで算入でき、副会長(副理事長)以上の経歴がなくても推薦可(この場合、通常の功績調書の他に別途、特別功績調書の提出が必要となる)。なお、構成企業が少ない等の小規模な団体の役員歴を有する者の推薦に当たっては、あらかじめ協議すること。

(2) 次の各号のいずれかに該当する年齢55歳以上(昭和40年4月29日以前に出生)の者(以下「二類」という。)

- ① その内容が著しく危険性の高い業務に精励した者又は著しく危険性の高い環境において業務に精励した者
- ② 精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
- ③ 人目につかない領域にあって、多年にわたり業務に精励した者

◆注 ①～③は原則30年以上業務に従事していること。

- ・優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰または水防功労の被表彰者であること
- ・5人以上の部下を持つ職長等
- ・水防団員について、副分団長及び分団長として在職した者、または副団長歴が10年未満の者については、従事年数が35年以上必要のため注意すること。

- (3) 再叙勲の検討の対象者は、先の勲章受章後抜群の功績を挙げ、原則として前叙より7年以上が経過し、中綬章以上に擬叙される者。

2. 選考上の留意事項

候補者の選考に当たっては次のことに留意すること。

- (1) 功績顕著な者の中から特に叙勲すべき者を広く選考すること。
- (2) 候補者又はその関係する法人に、以下のような問題が生じた場合には、特に慎重に調査検討し、その者に勲章を授与することが国民感情にそぐわないと判断されたときはこれを除外すること。推薦後でも当該案件については、特に注意を払うこと。
※別添『【参考】春秋叙勲及び褒章候補者の推薦不適格期間について』参照
- ① 刑罰を受けた場合
 - ② 警察等の取り調べを受けた場合
 - ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合
 - ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合
 - ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合
 - ⑥ 訴訟が継続中である場合
 - ⑦ 不祥事等について報道があった場合
 - ⑧ 事故を起こした場合
 - ⑨ 懲戒処分を受けた場合
 - ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合
 - ⑪ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合
- (3) 褒章未受章者であっても叙勲候補者として推薦可能である。なお、褒章受章者を推薦する場合は、褒章受章後少なくとも5年以上が経過（27春までの褒章受章者）し、**かつ、褒章受章後、生業及び関係団体において具体的な功績を有する者（功績に伸びのある者）に限られる**ので、候補者の経歴及び功績を精査の上推薦すること。
- (4) 以下に該当する場合には、あらかじめ協議すること。
- ① 再叙勲の推薦を行う場合
 - ② 過去に叙勲・褒章の推薦（他省庁への推薦を含む）後、取下げ、辞退等をしたことがある者を再度推薦する場合
 - ③ 2(2)に該当する者を推薦する場合
- (5) 履歴の漏れ、誤り等が散見しているので特に注意すること。

3. 提出書類作成上の留意事項

書類の作成に当たり、候補者の本籍、現住所、氏名の字画及びふりがな、前叙並びに現職については、特に正確を期すること。

なお、これらの事項の調査については、候補者に直接照会しないことを原則とし、これによれない場合には、あくまで候補者リスト作成のためのものであることを徹底

されたい。

4. 提出書類

③別添「叙勲・褒章候補者推薦提出書類」のとおり。

5. 候補者の対象(注意点)

- (1) 候補者の主たる功績が、一都道府県の区域にとどまらず多数府県等に及んでいる者、あるいはその功績が直接国に対するものである者。
- (2) 候補者の主たる功績が、都道府県では把握が困難と思われる者。
- (3) 元国土交通省職員(元建設省職員及び元国土庁職員を含む。)であって、相当の功績を有する者(ただし、行政職(二)の適用を受けた職員については、大臣表彰受賞者で、かつ過去5年以内に円満に退職した者。)

6. 推薦候補者数

従前程度とする。なお、同一団体からの複数推薦は原則不可。

①褒章候補者推薦要領

1. 選考基準

(1) 黄綬褒章(業務に精励し衆民の模範である者)

建設業、不動産業又は住宅産業その他の建設事業に30年以上の期間にわたり継続して従事し業務に精励するとともに、関係団体の役員として10年以上の期間にわたり在職し、斯業を通じて関係事業の向上発展に尽力した者

(注)・18歳以前の従事年数は期間から除算。

・「関係団体の役員」とは、原則として、都道府県単位以上の団体(以下「県団体」という。)であって、定款に定められた理事以上(監事・相談役を除く。以下同じ。)の役員をいう。

・**県団体の役員歴のみの場合には、定款に定められた理事以上(理事を設置していない場合は理事級と同等の役職)の役員歴が10年以上あり、かつ副会長(副理事長)以上の経歴があること。ただし、都道府県建設業協会及び都道府県建築士会については、副会長以上の経歴がなくても推薦可**
(この場合、通常の功績調書の他に別途特別功績調書の提出が必要)

(2) 藍綬褒章(公衆の利益を興し成績著名である者又は公同の事務に尽力した者)

① 大手企業の社長等(建設事業)

全国的な組織を有する会社の職員として20年以上の期間にわたり勤務し、かつ、当該会社の副社長以上の職に5年以上の期間にわたり勤務し、建設事業の推進に顕著な成果を挙げ、斯業の発展に寄与した者

② 団体の役員であって、次の各号のすべてに該当する者(建設事業)

(i) 全国団体の会長(理事長)として在任していること。

(ii) 他の模範となる事績を有していること。

(iii) 全国団体の役員として概ね15年以上の期間にわたり在任していること。

③ 団体の役員であって、次の各号のすべてに該当する者(不動産鑑定業、国土調査事業)

(i) 他の模範となる事績を有していること。

(ii) 全国団体の役員として概ね15年以上の期間にわたり在任していること。

(注)「他の模範となる事績」として、具体性を欠き、明確でないものは不可。

◎ 望ましくない例

(イ) 団体の事業遂行のために会員の意見集約に努めた。

(ロ) 法律への対応に際し、適切な情報を提供した。

(ハ) 会員の意識改革のため、第三者を講師とする講演会を企画した。

(3) (1)又は(2)を満たすとともに、建設事業にあつては建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰を、不動産鑑定業にあつては国土庁長官表彰又は不動産鑑定業功績者国土交通大臣表彰を、国土調査事業にあつては国土庁長官表彰又は国土調査事業功績者国土交通大臣表彰を受けており、受賞後1年以上経過していること。

2. 選考上の留意事項

候補者の選考に当たっては次のことに留意すること。

(1) 褒章受章者を叙勲候補者として推薦する場合には、褒章受章後少なくとも5年以上の経過を要し、褒章受章後に関係団体役員として顕著な功績（特別功績）を有する者に限られる。そのため、叙勲推薦に必要な関係団体役員歴の要件（20年以上）を満たしている、もしくは満たす見込みがある褒章候補者の推薦に当たっては、褒章受章後に見込まれる経歴及び功績の伸びを十分に考慮に入れて検討すること。褒章受章後の顕著な功績が認められない場合には、叙勲が不可となる場合もある。

(2) 公務員の期間は、原則として従事年数から除算する。また、町村長・地方議会の議員等として職務上関係団体の役員であった者については、自治功労者（総務省関係）とみなすのが妥当であると考えられるので、除外すること。

(3) 候補者又はその関係する法人に、以下のような問題が生じた場合は、特に慎重に調査検討し、その者に褒章を授与することが国民感情にそぐわないと判断されたときはこれを除外すること。推薦後であっても当該案件については、特に注意を払うこと。

※『別添【参考】春秋叙勲及び褒章候補者の推薦不適格期間について』参照

- ① 刑罰を受けた場合
- ② 警察等の取り調べを受けた場合
- ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合
- ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合
- ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合
- ⑥ 訴訟が継続中である場合
- ⑦ 不祥事等について報道があった場合
- ⑧ 事故を起こした場合
- ⑨ 懲戒処分を受けた場合
- ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合
- ⑪ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合

(4) 黄綬褒章の推薦は原則として、現在に至るまで会社の代表として、他者になく優れた功績を挙げている者に限ること。

(5) 以下に該当する場合には、あらかじめ協議すること。

- ① 過去に叙勲・褒章の推薦（他省庁への推薦を含む）後、取下げ、辞退等をしたことがある者を再度推薦する場合
- ② (3)に該当する者を推薦する場合

3. 提出書類作成上の留意事項

書類の作成に当たり、候補者の本籍、現住所、氏名の字画及びふりがな、前叙並びに現職については、特に正確を期すること。

なお、これらの事項の調査については、候補者に直接照会しないことを原則とし、これによれない場合には、あくまで候補者リスト作成のためのものであることを徹底されたい。

4. 提出書類

別添③「叙勲・褒章候補者推薦提出書類」のとおり。

※様式は必ず別添資料のものを使用すること

5. 候補者の対象(注意点)

- (1) 候補者の主たる功績が、一都道府県の区域にとどまらず多数府県等に及んでいる者、あるいはその功績が直接国に対するものである者。
- (2) 候補者の主たる功績が、都道府県では把握が困難と思われる者。

6. 推薦候補者数

従前程度とする。同一団体において複数の者を推薦する場合には優先順位を付すこと。**(功績の内容が重複しないよう十分に精査して資料を作成すること)**

7. 提出期限

(審査票)

令和元年8月23日(金) 期限厳守

(正式書類一式)

令和元年9月10日(火) 期限厳守

※審査票については、8月23日提出時から変更の有無にかかわらず最終版を提出すること。

②叙勲及び褒章の推薦における留意事項について

叙勲及び褒章の推薦に当たっては、以下の点に留意し、提出期限厳守の上、推薦願います。

特に、候補者の推薦にあたっては過去に取下げ、辞退等をしたことがないか確認の上、該当があった場合には当係に必ず事前に協議願います。

※他省庁への推薦後の取下げ、辞退等の有無についても必ず確認すること

1. 叙勲の推薦について

ア. I 類分野について

(1) 黄綬褒章受章者を推薦する場合は、受章後功績に伸びのある者を推薦すること。なお、功績に伸びのある者とは、次のいずれかに該当するものをいう。

①褒章受章後、褒章受章時に評価の対象となった生業に係る役職より上位の役職を1年以上務め、引き続き顕著な功績を挙げている者。

②褒章受章後、褒章受章時に評価の対象となった生業に係る役職を5年(その役職が長の場合は1年、**本部推薦**後引き続き顕著な功績を挙げている者。

※ただし①・②ともに褒章受章後から5年以上経過していること

(2) 藍綬褒章受章者を推薦する場合は、褒章受章時の役職を引き続き務めている場合(例 社長⇒社長)、又は受章時よりも上位の役職に就任している場合(例 副社長⇒社長)であって、引き続き顕著な功績を挙げている者を推薦すること。

(3) 現職の団体の長を推薦する場合は、再任の予定の有無、退任の時期など団体の長としての功績を見極めてから推薦すること。

(4) 候補者の履歴については漏れがないよう調査すること。

(5) 国土交通省以外で叙勲候補者として評価され得る功績がある場合は、国土交通省から推薦することについて支障がないかあらかじめ該当省庁に確認するとともに、当係に報告すること。

(6) 平成24年春の叙勲推薦より、従前あった褒章止めの整理は廃止され(過

去に褒章止めの整理をされた者についても同様)、推薦できることとなっているので、留意願いたい。

イ. Ⅱ類分野について

- (1) 候補者の履歴については漏れがないよう調査すること。
(特に、団体役員歴があるにもかかわらず、履歴書に記載されていない場合があるので、注意すること。)
- (2) 候補者の受賞歴については、余すところなく全て記入すること。公的機関はもちろんのこと、元請け業者や協会等からの候補者個人への表彰についても履歴書の賞罰欄に余すところなく記入すること。
- (3) 候補者の取得している免許、資格等については、余すところなく記入すること。
- (4) 功績調書については、別添「別紙様式 1 - 2 (二類分野)」の例に従い、具体的に記入すること。
- (5) 候補者の年齢制限は55歳以上の者であるが、将来叙勲一類分野の候補者になり得る者でないか確認の上、推薦すること。
(推薦時点で建設関係団体の役員歴があるものは特に注意すること。)
- (6) 下記のうちどちらかを満たすことが必要条件であるため、確認の上、推薦すること。
 - ・ 優秀施工者国土交通大臣顕彰の被顕彰者であること
 - ・ 5人以上の部下を持つ職長等
- (7) 主要経歴の会社の在職歴が30年に満たない場合は、当該職種に係わった期間であることを証明するため、それ以前に勤めていた会社概要調書も提出すること。

2. 褒章の推薦について

- (1) 候補者の年齢制限はないが、将来の叙勲推薦を考慮し、候補者の選考を行うこと。
- (2) 黄綬褒章候補者の推薦になるので、当該候補者の事績として認められるのは、候補者本人が会社において代表を務めている時期の事績であることを注意すること。 **本部推薦** における功績が査定の対象と 上で推薦すること。 また、功績として認められるのは、候補者本人が会社において代表を務めている時期の事績であることを注意すること。

- (3) 緑綬褒章候補者の推薦に当たっては、「自ら進んで社会の奉仕する活動に従事し徳行顕著な者」に対し推薦すること。また地震、暴風雨等の災害が発生した被災地はまたはその周辺の地域において、社会奉仕活動に従事した者に対し災害の大きさ、被災地の状況等を踏まえ、緑綬褒章の選考を個別に検討することができるものとする。(別紙参照:都市局・道路局のみ)

3. 共通事項について

- (1) 過去に候補者として推薦（他省庁への推薦を含む）後、取下げ、辞退等をしたことがある候補者を推薦する場合は、事前に当係と協議すること
- (2) 「関係団体の役員」については、原則として都道府県単位以上の団体で、定款に定められた理事以上（監事・相談役を除く）の役員としているが、都道府県建設業協会、都道府県建築士会については、基準年数の1/2までは支部単位も算入可能(叙勲は10年、褒章は5年まで算入可能)。
- (3) 県団体の役員歴のみを有する者(全国団体の役員歴がない者)を推薦する場合は、副会長(副理事長)以上の役職に就任しているものとする(都道府県建設業協会及び都道府県建築士会を除く)。
- (4) 推薦に当たっては、栄典の受章環境について十分な調査を行うこと。
また、推薦後に栄典の受章環境について検討を要する事実が発覚した場合、又は候補者が死亡した場合には、至急当係まで連絡すること。
- (5) 推薦資料の作成に当たっては、別添の③「叙勲・褒章候補者推薦提出書類」及び④「叙勲・褒章審査票作成上の注意」及びその他の資料を熟読の上、作成すること。